

平 3 1 財 政 第 1 号
平成31年(2019年)4月1日

各 部 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
議 会 事 務 局 長
各 種 委 員 会 事 務 局 長
企 業 局 長
様

総 務 部 長

平成31年度予算の執行について（通知）

本年度は、「活力みなぎる山口県」の実現に向け、「やまぐち維新プラン」に基づく「3つの維新」への挑戦に本格的に取り組む年であり、本年度の当初予算は、維新プランに掲げる施策を具現化すべく、県政の最重要課題である人口減少問題をはじめとした喫緊の課題へ迅速かつ、的確に対応し、本県が持つ強みや潜在力を活かした、本県だからこそできる施策に予算を優先的・重点的に配分し、編成を行いました。

一方、本県財政は、「歳出が歳入水準を上回る構造」から「収支均衡した持続可能な財政構造」への転換を図る行財政構造改革の途上にあり、依然として厳しい状況が続いています。

改革期間中における財源不足額の解消と、改革後の2022年度当初予算時点における臨時的な財源確保対策に依存しない財政運営を実現するためには、現在進めている歳出構造改革や財源確保対策等の取組を計画的に実行し、成果を積み上げていくことが不可欠となります。

従って、本年度の予算執行にあたっては、維新プランに掲げる施策を速やかに展開し、取組の成果を早期にかつ確実に発現させるため、適切な進行管理はもとより、実効性を高める一層の創意工夫にも努めながら、事業の推進に全力で取り組んでいくとともに、それを支える揺るぎない行財政基盤の確立に向けた行財政構造改革の取組を着実に推進していくことが必要です。

各部局におかれては、これらの点を十分に認識され、下記事項に留意の上、本年度の予算執行に当たられるようお願いいたします。

記

第1 全般的事項

1 本県の未来を切り拓く「3つの維新」への挑戦に向けた取組に関連する諸施策については、現場重視・成果重視・スピード重視を基本に、適切な進行管理の下、確かな成果が上がるよう、効率的かつ積極的に取り組むこと。

また、部局横断的な課題に対しては、部局間連携を積極的に進め、課題の共有や各部局の役割を踏まえた実施体制の構築などにより、効果的・効率的な執行に努めること。

2 その他の施策についても、所期の目的が確実に達成され、早期に、かつ最大限に効果が発現されるよう、適切な進行管理の下、迅速な事業実施に努め、国、市町、民間等との適切な役割分担の下、県が果たすべき役割を踏まえながら、県民や市町、関係団体等との連携・協働を一層進めるとともに、行財政構造改革の取組を踏まえつつ、「最小の経費で最大の効果」が上がるよう、予算の厳格かつ効率的な執行を図ること。

3 消費税率の引上げに伴う幼児教育の無償化や外国人材の受入れ等、当初予算編成時点から状況変化が見込まれるものについては、引き続き、国における施策実施の動向を十分に注視し、国の取組と整合を図る観点から、関連する県事業の必要性や妥当性、県としての役割分担等を精査するとともに、年度中に事業を見直す必要が生じた場合には、速やかに財政課と協議すること。

4 国の平成30年度補正予算（第2号）に基づく事業については、総務大臣からの早期執行の要請（平成31年2月8日付け総財務第14号）の趣旨を踏まえ、最大限速やかかつ効果的な執行に努めること。

5 行財政改革統括本部の下、本年度当初予算編成で見込んだ歳出構造改革や財源確保対策等の取組を着実に実行することにより、所要財源を確実に確保するとともに、状況の変化や事業の進捗を踏まえた検証・見直し、新たな収入の確保等に取り組むこと。

6 将来、多額の追加財政需要が予測される事業・プロジェクト等については、今後の実施必要性等を徹底的に検証した上で、その事業計画や財源計画等について、財政課と事前に十分協議をすること。

また、「山口県公共施設等マネジメント基本方針」（平成27年3月策定）に基づき、財政負担の軽減に向け、施設の統合や複合化、部局を超えた相互利用・廃止を検討し、公共建築物総量の適正化に取り組むこと。

7 法規等に定めるものは、これに従って適正な予算執行を行うとともに、チェック体制や指導體制の整備、強化を図るなど、財務会計事務の一層の適正化を進め、公正かつ適正な予算執行に努めるほか、外部監査制度も積極的に活用すること。

また、本年10月に予定されている消費税率の引上げを踏まえ、これに対応した調達等契約事務の適切な運用に努めること。

なお、年間を通じた計画的かつ効率的な予算執行の結果、執行残が見込まれるものについては、適切に減額補正の措置を講じること。

第2 歳出予算に関する事項

歳出予算については、社会情勢の変化や各事業の費用対効果等を十分見極めた上で、事業目的に沿って効果的・効率的に執行し、執行段階での節減に努めること。

1 本年度当初予算は、年間総合予算として編成したものであることから、真にやむを得ない場合を除き、原則として補正は行わない方針であること。

また、やむを得ず歳出予算の補正を行う際には、既定事業の振替等によって財源を捻出すること。

2 国補助事業については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の関係法令等に基づき、また、県補助事業については、「山口県補助金等交付規則」（平成18年山口県規則第138号）及び各事業の補助要綱等に基づき、一層適正な執行に努めるとともに、補助効果の確実な確保を図ること。

各補助事業に係る市町や財政援助団体等に対する指導監督に当たっても、これらの趣旨を踏まえ、一層の適正化に努めること。

3 入札・契約事務については、引き続き、透明性・競争性・公正性のより一層の確保と、不正行為の排除に取り組むとともに、「政府調達に関する協定」（平成7年12月8日条約第23号）や政策入札制度等を踏まえ、適切な執行を図ること。

4 各事業の執行に当たっては、状況を踏まえた適切な進行管理等により、年度内完了に努めること。

なお、やむを得ない事情で年度内完了が困難となった場合には、遅滞なく繰越手続きをとるなど、適切な措置を講じること。

5 公共事業の実施に当たっては、事業効果の早期発現はもとより、地域経済の下支えに資する観点から、繰越分も含めた早期発注を図るとともに、県内景気の動向等に応じ、機動的、弾力的な施行ができるよう、適切な事業計画に基づく進行管理を行い、事業の年度内完了に努めること。

特に、平成30年度に債務負担行為（ゼロ県債）を設定した事業については、その設定趣旨に則り、早期に事業効果が発現するよう、進行管理を徹底すること。

また、県内中小建設業者の受注機会の確保や地域産業の育成に配慮しつつ、公正な競争が確保できるよう、適切な執行管理に努めること。

6 歳出予算の配当については、事務の簡素・合理化の観点から、年度当初において全額電算登録を行うが、現在直面している厳しい財政状況に鑑み、執行段階における節減を図るため、四半期毎の執行限度額は、予算執行上やむを得ないと認められるものを除き、次のとおり取り扱うこと。

(1) 物件費

執行限度額の設定を行うこととし、その具体的な取扱いについては、別途、行財政改革統括本部で決定の上、通知する。

(2) その他の経費

原則として、四半期ごとに、歳出予算額の4分の1相当額を執行限度額とすること。

7 歳出予算に係る節のうち、次に掲げる節については、次の点に留意の上、適切に執行すること。

(1) 給料、職員手当等、共済費

職員の人件費は、最大の事業費であることを自覚し、マンパワーを有効に活用した業務遂行と県民サービスの向上に努めること。

また、「県庁働き方改革」の推進により、業務の効率化や生産性の向上等に取り組む、時間外勤務の縮減に努めること。

(2) 賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費

これらの経費の執行に当たっては、職員のコスト意識の徹底・強化を図り、「簡素化」、「集約化」、「共有化」の視点から、一層の節減合理化に取り組むこと。

このうち、省資源・省エネルギー等の取組については、「山口県庁エコ・オフィス実践プラン(山口県地球温暖化対策実行計画)」(平成27年6月一部改正)により、県自ら環境への負荷の低減を進めるため、全庁的に強化を図っているところであり、節電等の実践活動をより一層推進すること。

また、食糧費、交際費等については、「食糧費執行基準」(平成8年12月11日付け人事第555号・財政第21号、平成15年4月1日付け財政第3号)、「交際費執行基準」(平成9年3月27日付け財政第313号)等に基づいて、引き続き厳正な執行に努めること。

(3) 負担金補助及び交付金、委託料

原則として精算払とし、やむを得ず概算払を必要とする場合は、必要最小限とすること。

また、本節の支出対象となっている外郭団体に対しては、「外郭団体の運営の指導に関する指針」(平成25年8月改訂)に基づき、業務や組織の見直し等による簡素・効率化や、健全な経営体制の確保について、十分指導を行うこと。

(4) 貸付金、出資金

対象事業の内容、資金需要の状況等に基づき、具体的な必要額を適時適切に執行すること。

特に、制度融資に係る協調資金を金融機関又は団体等に貸し付ける場合は、末端における融資状況等を勘案の上、必要な都度、所要額を執行すること。

(5) 繰出金

特別会計の資金収支の状況に応じて、必要な都度、所要額を執行すること。

第3 歳入予算に関する事項

歳入予算の各財源については、従前にも増して、その早期収納・確保を図るとともに、可能な限りの財源確保対策を積極的に進め、一層の増収に取り組むものとし、特に次の点に留意すること。

- 1 県税収入については、今後の経済情勢や税制改正の動向等に十分留意しつつ、課税客体、課税標準等の的確な把握に努めるとともに、個人住民税の併任徴収、搜索の日常化や、インターネット公売の活用などの徴収対策の強化等により、未収額の一層の縮減を図り、収入の確保に努めること。
- 2 本年10月に予定されている消費税率の引上げ等については、社会保障と税の一体改革の意義、地方税財源の充実・確保の観点からの必要性、10%への引上げ及び軽減税率制度の導入に伴う対応について、地方消費税の課税主体である県として、主体的かつ積極的に、県内事業者や消費者にわかりやすく、丁寧に説明を行う必要があり、関係部局においては、国や関係団体等と連携した、積極的な広報・周知に取り組むこと。
- 3 県が保有する産業団地及び分譲宅地については、適切な管理を行いつつ、引き続き、積極的な売却に取り組むこと。
- 4 組織再編や公舎再編等に伴い公用・公共用としての利活用が見込まれない未利用財産に加え、その他の売却可能な財産についても、売払い処分を一層推進すること。

また、直ちに売却困難な財産等についても、貸付の実施による財源確保に向けて最大限取り組むこと。

- 5 不用備品・物品等については、物品会計検査等を通じて掘り起こしを行い、インターネット公売等を活用して、積極的に売却を進めること。
- 6 貸付金等における税外未収金については、「山口県債権管理条例」（平成27年山口県条例第1号）に基づき各部局に設置した「債権管理者」のもと、債権管理プ

ランに掲げた縮減目標に沿って、組織的・計画的に取り組むこと。

また、必要に応じ、滞納処分、訴訟等の法的措置を実施するなど、実態に即した債権保全措置を講ずるほか、同条例による不良債権処理の規定を活用するなど、未収金対策の効率化を図ることにより、新規滞納の発生防止に努め、収納の促進や計画的な債権回収に取り組むこと。

- 7 「つながる。やまぐち応援寄附金（個人版ふるさと納税）」については、対象となる施策に対する理解や応援を得るとともに、ふるさと納税への関心を高め、新規寄附者の開拓や寄附額の増額に繋げる取組を進めること。

また、「企業版ふるさと納税」については、本県にゆかりのある企業等に対し、積極的なPRを行うこと。

- 8 ネーミングライツについては、「ネーミングライツ導入ガイドライン」（平成30年3月策定）に沿って、スポーツ・文化施設等への積極的な導入を図ること。

また、ホームページにおけるバナー広告や、県有施設、広報誌等への企業広告の導入など、収入確保の取組を一層推進すること。

- 9 国庫支出金に係る前金払、概算払制度の積極的な活用や、負担金等の適期調定・収納等を図り、資金収支の改善に努めること。

- 10 各種基金及び制度融資の預託については、安全性の確保を図りつつ、確実かつ有利な運用管理に努めること。

第4 債務負担行為に関する事項

債務負担行為が将来における財政硬直化の大きな要因となることを十分認識し、限度額を前提とした安易な執行を行うことなく、状況によっては執行段階で事業規模を圧縮するなど、歳入歳出予算の執行方針に準じて、適切な執行に努めること。

第5 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計に係る予算執行については、「地方公共団体の財政の健全化

に関する法律」の施行(平成20年4月)も踏まえ、一般会計に係る予算の執行方針に準じて、適切な執行に努めること。

特に企業会計については、独立採算制の建前から、執行の効率化に十分留意し、一層の運営の合理化と経営基盤の強化に努めること。